

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	2-2
許認可等の種類	災害応急措置業務に従事、協力した者に対する損害補償の決定			
根拠法令条例等・条項	災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則第9条			
許認可等の概要	<p>災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令を受けて応急措置の業務に従事した者又は協力命令を受けて応急措置の業務に協力した者が、死亡、負傷又は障害を有することとなったときは、これらの原因によって受ける損害を補償する。</p> <p>知事は、当該従事者から申請があった場合、申請書の内容等を審査し、相当と認めるときは、損害補償を決定する。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (処分の先例がないため、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難。)</p> <p>【参考】 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則第9条 知事は、第3条から前条までの規定による申請書の提出があった場合においては、当該申請書の内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行ない、相当と認めるときは、損害補償を決定し、その旨を、文書で、当該申請者に通知するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がないため、あらかじめ標準処理期間の設定が困難。)			
期間の制定根拠	—			